

# 健康保険のしおり



## ダイハツ系連合健康保険組合

住 所 大阪市北区豊崎5丁目3-23 ジュリアビル4階

T E L 06-6371-1453

E - m a i l mail@daihoken.jp

U R L <http://www.daihoken.jp/>

令和6年9月10日 31版発行

## 目次

病気・ケガをしたとき	1
高額療養費	2
保険外併用療養費	4
訪問看護療養費	4
たてかえ払いをするとき	4
自動車事故等にあつたとき	5
お産をしたとき	6
傷病手当金	7
死亡したとき	8
退職したあとの給付	8
退職後の個人加入(任意継続被保険者)	8
介護保険制度	9
後期高齢者医療制度	9
家族(被扶養者)の範囲	10
保険証～こんなときはすみやかに健保組合へ～	11
高齢受給者証～70歳以上75歳未満の人に交付～	11
総報酬制による保険料の負担	11
保健事業のご案内	12
宿泊・レジャーのご案内①	13
宿泊・レジャーのご案内②	14
宿泊・レジャーのご案内③	15
宿泊・レジャーのご案内④スポーツクラブ	16
標準報酬月額一覧表	17

## 病気・ケガをしたとき

### ■療養の給付(療養費・家族療養費)

被保険者も被扶養者も、健康保険を扱っている医療機関の窓口で保険証を提示(70歳以上75歳未満の方は高齢受給者証も提示)すれば、医療費の一部を支払うことにより必要な医療を受けられます。また、医師から処方箋をもらったときは、健康保険を扱っている薬局で調剤してもらえます。

### ■医療費の一部負担金

医療機関にかかるつど、次の一部負担金を窓口で支払うことになっています。

#### 【自己負担】

- ・小学校入学前・・・医療費の2割
- ・小学校入学後70歳未満の方・・・医療費の3割
- ・70歳以上75歳未満の方・・・医療費の2割
- 現役並み所得者の方(※1)・・・医療費の3割

※1 現役並み所得者とは、原則として標準報酬月額28万円以上の方をいいます(※2)。

※2 標準報酬月額は、一覧表をご覧ください(P17)。



### ■入院中の食事の標準負担額

入院中の食事については、医療費の一部負担金のほかに、1食につき460円[低所得者(市町村民税非課税者等、以下同)は減額]の食事療養標準負担額を支払うことになっています。

※ 令和6年6月1日～1食につき490円

### ■療養病床入院中の生活療養標準負担額

65歳以上75歳未満の方が療養病床(慢性病の方が長期入院する病床)に入院した場合の食住費については、医療費の一部負担金のほかに、1日につき370円と1食につき460円との合計額[低所得者、入院医療の必要性の高い方等は減額]の生活療養標準負担額を支払います。

※ 令和6年6月1日～1食につき490円

### ■業務上や通勤途上の病気・ケガは労災保険

業務上や通勤途上の原因による病気・けがは、労災保険で医療を受けることとなります。健康保険を使用した医療ではありませんのでご注意ください。また、一旦健康保険で医療をうけられた場合はすみやかに健保組合までお知らせください。

### ■75歳以上の方は後期高齢者医療制度

75歳以上の被保険者・被扶養者は健康保険の被保険者・被扶養者から除かれ、後期高齢者医療制度の医療を受けることとなります。

## 高額療養費

医療機関で支払った自己負担額が、一定の限度額を超えると、超えた額が高額療養費として払い戻しなどを受けられます。

自己負担限度額(1 ヶ月・同一の医療機関・1 人当たり。入院時の食事の標準負担額は除く)は、収入に応じ次のようになっています。

### ■70 歳未満の自己負担限度額

標準報酬月額	所得区分	自己負担限度額
83万円以上	ア	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$
		【多数該当 140,100円】
53万円～79万円	イ	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$
		【多数該当 93,000円】
28万円～50万円	ウ	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$
		【多数該当 44,400円】
26万円以下	エ	57,600円
		【多数該当 44,400円】
低所得者	オ	35,400円
		【多数該当 24,600円】

※ 多数該当とは、同じ世帯で、年間に高額療養費の支給回数が3ヵ月以上になった場合、4ヵ月目から自己負担限度額が軽減される制度です。

- ◆同一世帯で同一月に 21,000 円以上の自己負担が複数あるときは、それぞれを合算して上記の額を超えた額が支給されます。
- ◆外来・入院ともに高額療養費は、「健康保険限度額適用認定申請書」によりあらかじめ保険者の認定を受け発行された「健康保険限度額適用認定証」を病院に提示した場合、70 歳以上の方と同様、窓口負担は自己負担限度額までとなります。(申請されない方は今まで同様、健康保険より後日払い戻しとなります)

ただし、**マイナ保険証**で受診して限度額情報を医療機関に提供すれば、「健康保険限度額適用認定申請書」の手続きが不要となり大変便利です。



## ■70歳～74歳(3割・2割負担)の自己負担限度額

所得区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	
現役並み所得者 (標準報酬月額53万円～79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円～50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限 144,000円)※1	57,600円 【多数該当 44,400円】
低所得 II (住民税非課税・年金収入80万円 ～160万円)	8,000円	24,600円
低所得 I (住民税非課税・年金収入80万円 以下)		15,000円

※1 年間上限の算定開始日は8月～7月診療分からです。

- ◆入院(在宅で寝たきりの場合を含む)の場合、限度額を超えた額の医療費を窓口で支払う必要はありません。
- ◆低所得者は、自己負担限度額がさらに低くなります。
- ◆70歳未満と70歳以上75歳未満の方の両方がいる世帯でも世帯合算で払い戻しが行われますが、後期高齢者医療対象者との合算はできません。

## ■人工透析、血友病、HIV感染の医療費

人工透析患者・血友病患者・HIV感染者の場合は、窓口での自己負担限度額は10,000円〔人工透析患者のうち70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上)は20,000円〕に軽減されています。なお、血友病・HIV感染については公費負担医療の対象となるため、事実上、患者の窓口負担はありません。

## ■高額医療・高額介護合算療養費

毎年8月から翌年7月の12ヵ月間の健康保険の窓口負担額と介護保険の利用者負担額を合計した額が、一定の限度額を超えると、申請により、超えた額が健保組合から払い戻されます。



## 保険外併用療養費

保険診療の対象とならない特別なサービス(評価療養・選定療養)を受けた場合は、一般の医療と共通の部分は保険外併用療養費として健康保険で受けられます。この場合、一部負担金に加えて、患者が選んだ特別サービスの費用を自費で負担します。

保険外併用療養費の対象となる特別なサービスには、①将来的に保険診療として認めるかどうか評価を行う「評価療養」(先進医療、保険収載前医薬品の投与など)と、②保険診療として認めることを前提としない「選定療養」(差額ベッドへの入院、予約診察・時間外診察・200床以上病院での初診・再診、入院の必要性の低い長期入院、歯科の材料差額治療など)があります。

## 訪問看護療養費

在宅の末期がん患者や難病患者は、かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションから派遣された看護師・保健師等の看護・介護を受けることができます。

### ■基本利用料を負担

訪問看護を受けたときは、その費用の一部(負担割合は医療費の一部負担金と同じ)を基本利用料として負担します。

## たてかえ払いをするとき

①やむを得ない事情などで自費診療を受けたときの医療費、②コルセット・ギプス・義眼・弱視用眼鏡代、輸血の血液(生血)代、柔道整復師・はり・きゅう・あんまなどの施術代(療養費・家族療養費)、③重症患者の入院・転院・転地療養が必要と医師が認め、健保組合の承認を得た場合の交通費(移送費、家族移送費)などは、いったん患者がたてかえ払いをし、あとで健保組合に請求して払い戻しを受けます。

※ 保険者が契約を結んでいる柔道整復師(接骨院等)にかかる場合は、医療機関の場合と同様、保険証で施術を受けられます(骨折・脱臼の場合、原則として保険医の同意が必要)。**【受領委任払い】**

ただし、一部の加入者については一旦 10 割負担をしてから後日、健保組合に申請する**【償還払い】**方式を導入しています。

※ 導入した理由 → 接骨院からの不正請求、患者の認識不足による誤った受診が増加しているため

※ 対象となる事例 → ①自己施術の場合(柔道整復師が自分で自分を施術) ②自家施術の場合(柔道整復師が自分の家族を施術、または接骨院に勤務する従業員を施術) ③健保組合からの患者照会に対し繰り返し無視を続ける場合 ④複数の接骨院で同じ治療部位を重複して施術している場合



## 自動車事故等にあったとき

### ■健保組合へ届け出ること健康保険での治療を受けられます。

交通事故やけんかなど第三者の行為で傷害を受けたときでも健康保険で治療を受けられますが、その費用は健保組合から加害者(自動車保険の会社等)に請求することになります。



### ■健保組合に必ず届ける！！

健保組合は、患者さんからの届け出がないと、加害者による病気・けがであることがわかりませんので、本来加害者が負担すべき医療費を、皆さんの保険料から支払うことになってしまいます。

そうならないためにも「第三者の行為による傷病届」を、すみやかに健保組合に届け出ていただく必要があります。

### ■示談の前に必ずご連絡・相談を！！

加害者や損害保険会社との示談で、医療費を受けとってしまうと、その分については健保組合からは支払われません。もし、健康保険で診療を受けているから医療費はいらないという示談をしてしまうと、医療費は被害者が全額自己負担しなければならなくなってしまいます。

健康保険を利用したときは、示談の前に必ず健保組合に相談してください。



交通事故にあったときは、必ず健保組合にご連絡をお願いします。



## お産をしたとき

被保険者がお産をしたときは、出産育児一時金、出産手当金が支給されます。被扶養者がお産をしたときは、家族出産育児一時金が支給されます。

### ■ 出産育児一時金・家族出産育児一時金

令和 5 年 3 月 31 日生まれの子まで	令和 5 年 4 月 1 日生まれの子から
一児につき 42万円	一児につき 50万円
産科医療補償制度の対象外の医療機関等で出産した場合は40.8万円	産科医療補償制度の対象外の医療機関等で出産した場合は48.8万円

※ 健康保険の給付は妊娠 4 ヶ月以降の生産・死産・流産が対象です。

### ■ 出産手当金

出産日(出産が予定日より遅れた場合は出産予定日)を含む産前 42 日(多胎妊娠は 98 日)から産後 56 日の範囲で、仕事を休み給料を受けられない期間、1 日につき (※)標準報酬日額の 3 分の 2 相当額が支給されます。

※ 「直近の継続した 12 カ月の平均標準報酬月額」の平均の 30 分の 1」の 3 分の 2。

なお、1 年に満たない場合は「直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の 30 分の 1」か「全被保険者の標準報酬月額の平均額の 30 分の 1」のいずれか低い方を基準とします。

### ■ 出産育児一時金を直接医療機関への支払いに充てる手続き

#### ■ 直接支払い制度

医療機関へ申請をします。健保組合への申請は必要ございません。

#### ■ 受取代理制度

出産前に健保組合へ申請が必要です。但し、利用できる医療機関は限られていますので、事前に確認してください。

出産費用が出産育児一時金よりも多くなった場合は、差額を医療機関に支払うこととなります。出産育児一時金よりも少なかった場合は、請求により差額が健保組合から支払われます。

※ この制度を利用せず、従来どおり出産後に出産育児一時金を請求することもできます。



### ■ 産前産後休業期間中(産休中)の保険料免除

産休中(産前 42 日[多胎妊娠の場合は 98 日]、産後 56 日)の保険料が申請により免除されます。(事業主負担分・被保険者負担分とも)

また、産休終了後に報酬が下がった場合は、申請により産休終了後の 3 ヶ月間の報酬をもとに標準報酬月額が改定されます。

### ■ 育児休業期間中の保険料を免除

被保険者が 3 歳未満の子を養育するため育児休業をとっている期間の保険料については、申請により免除されます。(事業主負担分・被保険者負担分とも)



①**毎月の保険料**・・・月末時点で育休を取得している場合と、同月内に通算14日以上<sup>1</sup>の育休を取得した場合に免除されます。

②**賞与の保険料**・・・1カ月超の取得者に限り免除されます(月末時点で育休を取得しているだけでは免除されません)。

また、育休終了後に報酬が下がった場合は、申請により育休終了後の3ヵ月間の報酬をもとに標準報酬月額が改定されます。

## 傷病手当金

被保険者が業務外の病気・けがのため仕事につけず、給料を受けられないときは、被保険者と家族の生活を保障するために、傷病手当金が支給されます。

### ■支給を受けるための4つの条件

- ①業務外の病気・けがで療養中のとき
- ②仕事につけないとき
- ③続けて4日以上仕事を休んだとき
- ④給料を受けられないとき

### ■支給される金額と支給期間

1日につき(※1)標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。支給期間は受け始めてから(※2)通算1年6ヵ月です。

○給料が受けられる場合でも、傷病手当金より低額の場合は、その差額が支給されます。

○退職後に傷病手当金の継続給付を受けている方が老齢厚生年金等を受けられるようになり、その額が傷病手当金より低額の場合は、その差額が支給されます。

○障害厚生年金などが傷病手当金より低額の場合は、その差額が支給されます。

※1 「直近の継続した12カ月の平均標準報酬月額の平均の30分の1」の3分の2。

なお、1年に満たない場合は「直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の30分の1」か「全被保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1」のいずれか低い方を基準とします。

※2 通算化は令和4年1月1日施行。支給開始日が令和2年7月2日以降の傷病手当金が対象です。



## 死亡したとき

被保険者が死亡したときは埋葬料、被扶養者が死亡したときは家族埋葬料が支給されます。

### ■埋葬料(費)

埋葬を行った家族に、50,000 円が支給されます。死亡した被保険者に家族がいない場合は、実際に埋葬を行った方に埋葬料の範囲内で、埋葬にかかった実費(埋葬費)が支給されます。

### ■家族埋葬料

被扶養者となっている家族が死亡したとき、被保険者に 50,000 円が支給されます。

### ■業務上・通勤途上の死亡

業務上または通勤途上の事故で死亡した場合は、労災保険から遺族補償給付(遺族給付)、葬祭料(葬祭給付)が支給されます。健康保険からは埋葬料(費)は支給されません。

## 退職したあとの給付

### ■傷病手当金・出産手当金

引き続き 1 年以上被保険者だった方が、被保険者の資格を失ったとき、傷病手当金または出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしている場合は、期間が満了するまで受けられます。

### ■出産育児一時金

引き続き 1 年以上被保険者だった方が退職後 6 ヶ月以内にお産をしたときは、出産育児一時金が受けられます。

### ■埋葬料

退職後 3 ヶ月以内に死亡したときは、埋葬料が受けられます。

## 退職後の個人加入(任意継続被保険者)

被保険者期間が 2 ヶ月以上あった方は、資格喪失後 20 日以内に手続きした場合に、最長で 2 年間、個人で健康保険の被保険者になることができ、出産手当金・傷病手当金以外の保険給付を受けることができます。

なお、保険料は在職時事業主が負担していた分を含めて **全額自己負担**となります。

## 介護保険制度

### ■65歳以上の方(第1号被保険者)

保険料が、年金(年額18万円以上)から天引きされます。

### ■40～64歳の方(第2号被保険者)

健康保険の一般保険料とともに、介護保険料が給料および賞与から天引きされます。このとき、被扶養者の保険料が被保険者の分に含めて算定されており、被扶養者が別に保険料を納める必要はありません。

### ■介護保険の給付等

具体的な内容については介護保険の運営主体である、お住まいの市(区)町村にお問合せください。

### ■費用の1割が自己負担となります(一定所得の方は2～3割)

介護保険施設などに入所した場合などは、この他に居住費と食費の全額を自己負担します。

### ■介護保険料の免除

以下の方については、申請により適用除外となり、介護保険料が免除されます。(事業主負担分・被保険者負担分とも)

- (1) 海外移住者(日本国内に住所を有しない方)
- (2) 適用除外施設の入所者
- (3) 在留資格3ヵ月以下の外国人



## 後期高齢者医療制度

### ■対象者

75歳(寝たきり等の方は65歳)以上の方は、健康保険など医療保険の被保険者・被扶養者から除かれ、後期高齢者医療の被保険者になります。

### ■保険証を窓口へ

医療機関の窓口の後期高齢者医療被保険者証を提示します。

### ■保険給付

健康保険の場合と同様ですが、そのほかに、国民健康保険と同様な特別療養費、条例で定める給付があります。

### ■医療費の一部負担金

一般の方は1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)は3割となります。

### ■標準負担額

健康保険の場合と同様です。

### ■保険料

原則として全員が保険料を納めます。



## 保険証～こんなときはすみやかに健保組合へ～

### ■紛失・毀損したとき

「被保険者証等再交付申請書」に「始末書」をそえて提出。

### ■家族が離れて住むとき

「遠隔地者住所登録届」を提出。

### ■引越したとき

「被保険者被扶養者 氏名・住所・生年月日等変更(訂正)届」を提出。健保組合から住所訂正シールを配布します。

### ■被保険者の氏名・住所・生年月日等が変わったとき

「被保険者被扶養者 氏名・住所・生年月日等変更(訂正)届」を提出。  
氏名・フリガナ・生年月日の変更(訂正)の場合は、保険証をそえて提出。

### ■被扶養者に異動があったとき

「被扶養者異動届」を提出。扶養が減る場合は保険証をそえて提出。

### ■退職・死亡したとき

保険証を返却

## 高齢受給者証～70歳以上 75歳未満の方に交付～

70歳以上 75歳未満の健康保険の被保険者・被扶養者の方には、保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。高齢受給者証とは、一部負担金の負担割合[2割・3割(現役並み所得者の方)]を示すものです。

高齢受給者証は、70歳の誕生日(誕生日が1日の方は前月)中に交付され、翌月以降の診療分より医療機関の窓口に保険証と併せて提示します。

標準報酬月額が変わって、負担割合が変更になる場合には、新しい高齢受給者証が交付されますので、古い高齢受給者証は返却していただきます。

## 総報酬制による保険料の負担

### ■一般保険料率 P17を参照してください。

### ■介護保険料率 P17を参照してください。

保険料は総報酬制により、毎月の給料のほか、賞与からも同じ保険料率で納めます。保険料の対象となる賞与は、年度累計 573万円が上限となります。

一般保険料は、基本保険料(健康保険の給付などに充てられる保険料)と特定保険料(高齢者医療制度への納付金・支援金などに充てられる保険料)を合算したものです。

## 保健事業のご案内

### ■組合広報誌の配布

機関誌「D.Kenpo」を通して、健保組合の現勢、保健事業の案内などを被保険者の方にお知らせしています。

### ■人間ドック費用の補助

病気の早期発見、早期治療、また、生活習慣の予防と対策を考えていただくために実施しています。費用（消費税を除く）の7割【年1回（4月～翌年3月）】を補助します。ただし、補助金の限度額は28,000円です。

※対象者 40歳以上の被保険者と被扶養者です。

※健診機関 人間ドックを実施している病院で受診ください。指定病院はございません。

※請求方法 「人間ドック補助金請求書」と「領収書（原本）」、「問診票・結果表（コピー可）」を会社経由で健保組合にご提出ください。任意継続の方は、直接健保組合にお送りください。

### ■流感対策事業

インフルエンザの予防措置としての予防接種費用に対し1人1,000円を年1回（4月～翌年3月）補助します。

※対象者 被保険者と被扶養者です。

※請求方法 「流感対策補助金請求書」と「領収書（原本）」を会社経由で健保組合にご提出ください。任意継続の方は、直接健保組合にお送りください。

領収書には、「予防接種を受けた方のお名前」、但し書きに「インフルエンザ予防接種費用」と明記が必要です。

### ■医薬品の有償斡旋

家庭常備薬品の有償斡旋を年2回行います。

会社に斡旋用紙をお配りし、会社に医薬品を納品いたします。

任意継続の方は、ご自宅へ斡旋用紙をお送りし、ご自宅に医薬品をお送りいたします。

### ■新型コロナウイルスワクチン接種事業 **（新規）**

インフルエンザの予防措置と同様に1人1,000円を年1回（4月～翌年3月）補助します。

※対象者 被保険者と被扶養者です（令和7年3月31日時点で65歳以上）

※令和6年度は暫定実施となります。

※請求方法 「新型コロナウイルスワクチン接種補助金請求書」と「領収書（原本）」を会社経由で健保組合にご提出ください。任意継続の方は、直接健保組合にお送りください。

領収書には、「ワクチン接種を受けた方のお名前」、但し書きに「新型コロナウイルスワクチン接種費用」と明記が必要です。



## 宿泊・レジャーのご案内①

### ■利用補助「年1回」について

①～③の区切りごとに年1回利用可(4月～翌年3月の利用)

①ラコンテ有馬・契約保養所システム・セラヴィリゾート泉郷 (宿泊のみ対象)
②紀州鉄道 ★宿泊施設(ピラやホテル)は何度でも利用可
③ハウステンボス・ネスタリゾート神戸・ナガシマスパーランド



### ■ラコンテ有馬(ダイハツ健保組合直営保養所)

住 所 : 兵庫県神戸市北区有馬町字滝畑 1582-1

交通手段 : JR 宝塚線、阪急宝塚線「宝塚」から阪急バス「有馬」へ

利用手続 : 当健保組合にご連絡ください。

ご利用後、健保組合に申請すると被保険者 2,000 円、被扶養者 1,500 円の補助金が受けられます。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)、1 泊を限度とします。

### ■契約保養所システム

▶**JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行**の店頭を通じて宿泊施設を予約した後、健保組合に補助金申請をすると、被保険者 2,000 円、被扶養者 1,500 円が旅行費用から差し引かれます。

ただし、費用が発生しない乳幼児などは対象外となります。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)、1 泊を限度とします。

▶**厚生年金福祉施設・公営国民宿舎・休暇村ハイツ&いこいの村**をご利用後、健保組合に申請すると、被保険者 1,500 円、被扶養者 1,000 円の補助金が受けられます。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)、1 泊を限度とします。

▶**セラヴィリゾート泉郷**の【①予約センターへ電話予約、または②インターネット予約】をしてください。後日、健保組合より「利用補助券」を送付しますのでチェックイン時に提出すると、被保険者 2,000 円、被扶養者 1,500 円が旅行費用から差し引かれます。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)、1 泊を限度とします。

※同行者も会員料金が適用されます(ただし健保補助金は適用外)



## 宿泊・レジャーのご案内②

### ■紀州鉄道コンポネート・オーナーズ・システム

健保組合に加入する被保険者・被扶養者の方は、紀州鉄道が直営および提携している施設をご利用できます。

#### 【 宿泊施設 】

\*鳴子温泉ビラ \*裏磐梯沼尻ビラ \*房総白浜ウミサトホテル \*片瀬江ノ島ホテル \*ゆとりろ磐梯熱海  
 \*草津温泉ビラ \*越後湯沢ビラ \*軽井沢ホテル \*軽井沢ビラ \*信州諏訪湖・塩嶺高原ビラ  
 \*熱海伊豆山ビラ \*伊豆一碧湖レイクサイドテラス \*中伊豆ビラ \*浜名湖ビラ \*ホテルナチュレ名古屋栄  
 \*伊勢鳥羽ビラ \*琵琶湖ビラ \*南紀白浜ビラ \*淡路洲本ビラ \*足摺・四万十ビラ 等

最新の施設情報は「<http://www.kitetsu.co.jp/navigation>」から確認してください。

#### 【 提携施設(レジャーランド) 】

遊園地等のチケットが健保組合の補助により、下記金額でご利用できます。

【 施設 】	【 利用料金 】
サンリオピューロランド (前売りパスポート)	・おとな(18~64才) 2,500円【令和6年4月~】 ・小人(3才~高校生)・シニア(65才~) 2,000円【令和6年4月~】
ひらかたパーク (フリーパス引換券付入園券)	・おとな(中学生以上) 3,500円 ・小学生 2,900円 ・2才~未就学児 2,000円
東京ドームシティアトラクションズ (得10チケット)	おとな・こども 2,300円
サンシャイン水族館	大人(高校生以上) 1,600円
ぐるっとパス	大人・子供共通 1,200円
よみうりランド	大人(18~64才) 3,900円
横浜・八景島シーパラダイス	大人(高校生以上) 3,900円

利用料金は改定する場合がございます。

※ 利用手続 「紀州鉄道提携施設利用申込書」を健保組合にご提出いただき、健保組合が発行した請求書の金額を振込確認後、健保組合がチケットを購入します。

※ 利用回数 1人年1回(4月~翌年3月)

## 宿泊・レジャーのご案内③

### ■長崎ハウステンボス(提携施設)

利用料金に健保組合より下記金額の補助が受けられます。

	1DAYパスポート
大人	1,800 円
中・高校生	1,500 円
4 歳～小学生	1,000 円

補助金額は改定する場合がございます。

※ 利用手続

ハウステンボス利用後、「ハウステンボス利用補助金請求書」と「領収書(原本)」を会社経由で健保組合にご提出ください。

※ 利用回数 1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)

### ■ネスタリゾート神戸

利用料金に健保組合より下記金額の補助が受けられます。

	1DAYパスポート
大人	1,500 円
中・高校生	1,500 円
4 歳～小学生	1,000 円

補助金額は改定する場合がございます。

※ 利用手続

ネスタリゾート神戸利用後、「ネスタリゾート神戸利用補助金請求書」と「領収書(原本)」を会社経由で健保組合にご提出ください。

※ 利用回数 1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)



### ■ナガシマスパーランド

健保組合より下記金額の補助が受けられます。

	パスポート	ワイドパスポート
大人(中学生以上)	1,500 円	1,500 円
小学生	1,000 円	1,000 円
幼児(2 才以上)	800 円	800 円

補助金額は改定する場合がございます。

※ **利用手続(令和 6 年 4 月変更)**

ナガシマスパーランド利用前に、健保組合にメールで連絡し割引された電子チケットを購入してください。

※ 利用回数 1 人年 1 回(4 月～翌年 3 月)



☆その他、保養施設の詳細やご利用方法などは、健保組合にお問合せください。

## 宿泊・レジャーのご案内④ スポーツクラブ

### ■ホットヨガスタジオ LAVA

チケット種別	健保加入者価格	一般価格
フリーフルタイム	13,800 円	16,800 円
ライトフルタイム	6,800～12,800 円	7,800～15,800 円
4フルタイム	5,800～9,800 円	6,800～10,800 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

入会時に施設利用料 2,500 円が別途必要。

※ 加入手続

健保組合にパスワード問い合わせ後、健保組合ホームページ内の「法人会員優待サービス」より手続きしてください。



### ■スポーツクラブ ルネサンス

健保加入者価格	一般価格
10,450 円	16,500 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

※ 加入手続

健保組合ホームページ内の「健保専用ページ」より手続きしてください。

健保組合への連絡は不要です。

※ 提携先「東急スポーツオアシス」も利用できます

### ■スポーツクラブ JOYFIT

健保加入者価格	一般価格
6,578 円	7,128～8,778 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

入会金 550 円(税込)が別途必要。

※ 加入手続

専用アプリ(JOYFIT App)からプロモーションコードを入力してください。

### ■フィットネスジム FIT365

健保加入者価格	一般価格
3,278 円	3,278 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

健保組合加入者はセキュリティ管理費 5,478 円/年(税込)が無料になります。

※ 加入手続

健保組合または事業所に法人番号を確認後、アプリまたは店舗で手続きしてください。

アプリからの申し込みがお得です。

## 令和6年度標準報酬及び健康保険料、介護保険料一覧表

健康保険料率	100.00 %	被保険者	46.10 %	事業主	53.90 %
介護保険料率	18.20 %	被保険者	9.10 %	事業主	9.10 %

令和6年3月1日

単位 (円)

等級	標準報酬			健康保険料			介護保険料			
	月額	日額	報酬月額		被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
			円以上	～ 円未満						
1	58,000	1,930	～	63,000	2,673.80	3,126.20	5,800	527.80	527.80	1,055.60
2	68,000	2,270	63,000	～ 73,000	3,134.80	3,665.20	6,800	618.80	618.80	1,237.60
3	78,000	2,600	73,000	～ 83,000	3,595.80	4,204.20	7,800	709.80	709.80	1,419.60
4	88,000	2,930	83,000	～ 93,000	4,056.80	4,743.20	8,800	800.80	800.80	1,601.60
5	98,000	3,270	93,000	～ 101,000	4,517.80	5,282.20	9,800	891.80	891.80	1,783.60
6	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	4,794.40	5,605.60	10,400	946.40	946.40	1,892.80
7	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	5,071	5,929	11,000	1,001	1,001	2,002
8	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	5,439.80	6,360.20	11,800	1,073.80	1,073.80	2,147.60
9	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	5,808.60	6,791.40	12,600	1,146.60	1,146.60	2,293.20
10	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	6,177.40	7,222.60	13,400	1,219.40	1,219.40	2,438.80
11	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	6,546.20	7,653.80	14,200	1,292.20	1,292.20	2,584.40
12	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	6,915	8,085	15,000	1,365	1,365	2,730
13	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	7,376	8,624	16,000	1,456	1,456	2,912
14	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	7,837	9,163	17,000	1,547	1,547	3,094
15	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	8,298	9,702	18,000	1,638	1,638	3,276
16	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	8,759	10,241	19,000	1,729	1,729	3,458
17	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	9,220	10,780	20,000	1,820	1,820	3,640
18	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	10,142	11,858	22,000	2,002	2,002	4,004
19	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	11,064	12,936	24,000	2,184	2,184	4,368
20	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	11,986	14,014	26,000	2,366	2,366	4,732
21	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	12,908	15,092	28,000	2,548	2,548	5,096
22	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	13,830	16,170	30,000	2,730	2,730	5,460
23	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	14,752	17,248	32,000	2,912	2,912	5,824
24	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	15,674	18,326	34,000	3,094	3,094	6,188
25	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	16,596	19,404	36,000	3,276	3,276	6,552
26	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	17,518	20,482	38,000	3,458	3,458	6,916
27	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	18,901	22,099	41,000	3,731	3,731	7,462
28	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	20,284	23,716	44,000	4,004	4,004	8,008
29	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	21,667	25,333	47,000	4,277	4,277	8,554
30	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	23,050	26,950	50,000	4,550	4,550	9,100
31	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	24,433	28,567	53,000	4,823	4,823	9,646
32	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	25,816	30,184	56,000	5,096	5,096	10,192
33	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	27,199	31,801	59,000	5,369	5,369	10,738
34	620,000	20,670	605,000	～ 635,000	28,582	33,418	62,000	5,642	5,642	11,284
35	650,000	21,670	635,000	～ 665,000	29,965	35,035	65,000	5,915	5,915	11,830
36	680,000	22,670	665,000	～ 695,000	31,348	36,652	68,000	6,188	6,188	12,376
37	710,000	23,670	695,000	～ 730,000	32,731	38,269	71,000	6,461	6,461	12,922
38	750,000	25,000	730,000	～ 770,000	34,575	40,425	75,000	6,825	6,825	13,650
39	790,000	26,330	770,000	～ 810,000	36,419	42,581	79,000	7,189	7,189	14,378
40	830,000	27,670	810,000	～ 855,000	38,263	44,737	83,000	7,553	7,553	15,106
41	880,000	29,330	855,000	～ 905,000	40,568	47,432	88,000	8,008	8,008	16,016
42	930,000	31,000	905,000	～ 955,000	42,873	50,127	93,000	8,463	8,463	16,926
43	980,000	32,670	955,000	～ 1,005,000	45,178	52,822	98,000	8,918	8,918	17,836
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～ 1,055,000	47,483	55,517	103,000	9,373	9,373	18,746
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～ 1,115,000	50,249	58,751	109,000	9,919	9,919	19,838
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～ 1,175,000	53,015	61,985	115,000	10,465	10,465	20,930
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～ 1,235,000	55,781	65,219	121,000	11,011	11,011	22,022
48	1,270,000	42,330	1,235,000	～ 1,295,000	58,547	68,453	127,000	11,557	11,557	23,114
49	1,330,000	44,330	1,295,000	～ 1,355,000	61,313	71,687	133,000	12,103	12,103	24,206
50	1,390,000	46,330	1,355,000	～	64,079	74,921	139,000	12,649	12,649	25,298

※ 賞与にかかる保険料について

標準賞与額(実際に支払われた賞与額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額)に毎月分と同じ保険料率を乗じます。  
また、標準賞与額の上限は年間総額 573万円 です。(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)